

日本音楽療法学会認定校の教育課程に関する研究

—音楽分野、福祉・教育分野における教育課程を中心に—

福井可奈

(本講座大学院博士課程前期在学)

Research on the Music Therapy Curriculum of Schools Accredited by the Japanese Music Therapy Association: With a Focus on the Curriculum of Music Discipline and Welfare, Education Discipline

Kana FUKUI

Abstract

Currently, most schools which provide courses in music therapy (i.e. universities, junior colleges, and vocational institutes) each have their own set of ideologies and objectives when it comes to designing their curriculum. These schools that aspiring music therapists attend in the hopes of obtaining their qualifications will have their form and content of education checked by an association or council, and if it meets the standards set by them, they will be accredited. Furthermore, the basis of each school's curriculum is in the curriculum guidelines that individual associations or councils have set up. I have chosen to focus on the Japanese Music Therapy Association (JMTA), which is one of the associations that accredits music therapy schools. I will analyze the basis of obtaining a recognized qualification in music therapy through the curriculum and lecture contents of the JMTA. From this, it is hoped that the current condition of the music therapy education system will be made clear and potential improvements in the current system will be identified and explored.

In addition, I will focus this time largely on 'Music Discipline and Welfare, Education Discipline', as stipulated in JMTA's Curriculum Guideline 11. The analysis revealed the following: (a) the points established in the Curriculum Guideline 11, which lists basic guidelines in writing a curriculum for a music therapy course, is tenuous. (b) There is a discrepancy between what is mentioned in the Guidelines and the curriculum of various schools. (c) It is difficult to learn the necessary skills required of a music therapist in the education system of these schools.

I 研究の動機と目的

現在、多くの大学や短期大学、専門学校において、それぞれの理念や目的に合った音楽療法士養成の教育課程が設置されている。これら音楽療法士資格の取得を目指して通うこととなる養成機関は、それぞれが加盟を求める学会・協会によって教育形態や教育内容を調査され、認定校として決定されることとなる。日本音楽療法学会の場合、日本音楽療法学会認定音楽療法士資格試験受験認定校へ入学すると、卒業見込み時に(補)受験資格を取得することができる。そのうえで、学会認定音楽療法士(補)資格審査(筆記試験)の受験、及び学会認定音楽療法士資格審査(面接試験)の受験をすることとなる。そして両審査に合格すると、晴れて学会認定音楽療法士資格を取得できるというシステムになっている。

また、各養成機関におけるカリキュラムの基盤となっているものが、各学会・協会の設定したカリキュラム指針である。日本音楽療法学会では、当学会の前身である全日本音楽療法連盟が1996年3月に、音楽療法士の資格認定を開始することに伴って、全国の教育機関に求めたカリキュラム指針であるカリキュ

ラムガイドライン 96 を公表した。その後、2001 年 4 月に学会音楽療法士資格認定・国家資格へ向けての方向性と水準を示すものとして、カリキュラムガイドライン 01 が制定された。2011 年 4 月には、カリキュラムガイドライン 96 および 01 の理念や方向性は受け継がれながらも、福祉・教育分野の充実を図り、音楽専科の内容を精選したカリキュラムガイドライン 11 が制定されるに至った。そのため、現在では各養成機関において、カリキュラムガイドライン 11 を基準とした教育課程が組まれている。

そこで本稿では、日本音楽療法学会認定音楽療法士になるための土台となる各養成機関の教育課程や講義内容について分析をおこなうことで、現在の音楽療法士養成教育の実態を明らかにし、今後の養成教育の在り方について模索していくこととする。比較対象は、音楽療法士（補）試験受験資格校 24 校のうち、電話での問い合わせやホームページ上での情報公開などによって資料やカリキュラムが入手可能であった 19 校の養成機関である。なお今回は、カリキュラムガイドライン 11 における音楽分野および福祉・教育分野に焦点を当てることとする。

II 各養成機関における音楽分野のカリキュラム

カリキュラムガイドライン 11 で提示されているように、音楽分野では理論および実技の 2 領域に区分されており、計 32 単位を履修することになっている。そのうち必修科目は、理論領域における 10 単位および実技領域における 14 単位の計 24 単位である。残りの 8 単位については、選択科目のなかから取得しなければならない。各養成機関では、カリキュラムガイドライン 11 に記載されている各科目の内容をもとに、それに対応する科目を設置している。

表 1 カリキュラムガイドライン 11 における音楽分野

科目	必・選	単位	備考
I 理論			
音楽理論 / 通論	◎	4	
美学 (音楽)	○	2	
和声学	◎	2	
編曲法	○	2	
鍵盤和声 (コード伴奏法)	○	2	
対位法	○	2	
音楽構成論	○	2	
楽式論	○	2	
楽曲分析	○	2	
演奏解釈	○	2	
芸術社会学	○	2	
音楽心理学	◎	2	
音楽社会学	○	2	
音楽教育学	○	2	
コンピューター音楽	○	2	
西洋音楽史	○	2	
日本の音楽	◎	2	日本の楽器の実技も可
西洋音楽史各論	○	2	
演奏様式論	○	2	
民族音楽学	○	2	
芸能論	○	2	
II 実技 (副科を含む)			
ソルフェージュ	◎	2	
ピアノ	◎	2	
声楽	◎	2	
器楽 (管, 弦, 打楽器)	◎	2	
合唱	◎	2	
合奏	◎	2	
指揮法	◎	2	
ギター	○	2	
リトミック	○	2	
		32	

(◎は必修科目, ○は選択科目) (「カリキュラムガイドライン 11」をもとに筆者作成)

1. 理論領域

表1から分かるように、計17科目が、音楽分野理論領域の選択科目として設定されている。これら17科目を各養成機関が、音楽療法士養成のための講義として開設しているか否かを示したものが表2である。またそのなかで、10校以上が開設している選択科目については科目名を網かけで示した。

表2 各養成機関における音楽分野理論領域選択科目の開講状況

科目名	科目設定	あり	なし	合計
美学（音楽）		6	13	19
編曲法		14	5	19
鍵盤和声（コード伴奏法）		13	6	19
対位法		10	9	19
音楽構成論		7	12	19
楽式論		9	10	19
楽曲分析		11	8	19
演奏解釈		9	10	19
芸術社会学		8	11	19
音楽社会学		8	11	19
音楽教育学		10	9	19
コンピューター音楽		10	9	19
西洋音楽史		8	11	19
西洋音楽史各論		18	1	19
演奏様式論		5	14	19
民族音楽学		14	5	19
芸能論		8	11	19
合計		168	155	323

表2から、各科目によって開講状況にばらつきがあることが読み取れる。比較することのできた19校のうち、10校以上で開講されている選択科目は8科目であり、全17科目のうち約半数に留まっていることが分かる。また、「西洋音楽史各論」では、全19校のうちの18の養成機関において開講されているものの、「演奏様式論」に至っては全体の約25%である5校でしか開講されていない。開講状況の差異について、科目名および科目内容から鑑みると、開講機関が多い科目については、楽曲の編曲法や伴奏法など、より音楽療法実践に直結した内容や技術を学ぶ科目であるということが読み取れる。一方、開講機関が少ない科目については、音楽療法に直接関係するというものではなく、より音楽の専門的な観点から音楽的知識や能力を獲得させようとするものである。また同時に、各養成機関の置かれている状況、教員の専門分野なども、開講状況を左右する要因の一つとなってくることが考えられる。

カリキュラムガイドライン11における音楽分野理論領域の科目の一つである「日本の音楽」では、講義内容として日本の楽器の実技でも構わないと規定されていることが表1から分かる。そのため、実際に各養成機関が当科目において日本の楽器の実技を実施しているか否か、また同様に、日本の楽器の実技を実施している可能性がある「芸能論」においても、実技指導がなされているのかをシラバス等から読み取り、まとめたものが表3である。

表3 「日本の音楽」および「芸能論」における日本の楽器の実技実施状況

養成機関	講義内容	理論	実技	実技(芸能論)	合計
	A・N	1	1	0	2
	B・D・E・F・I・J・L・M・P・Q・R	1	0	0	1
	C・K・O・S	1	0	1	2
	G	-	-	0	0
	H	-	-	1	1
	合計	17	2	5	24

表3から、講義内容の分かる資料やシラバスのあった17の養成機関のうち、「日本の音楽」の学習内容として理論については、すべての養成機関で学ぶことになっている。しかし、日本の楽器の実技を取り上げている養成機関は2校のみであるということが分かる。また選択科目である「芸能論」において、日本の楽器の実技を取り扱っている養成機関5校を併せても、全体の約35%に留まっていることが読み取れる。この結果から、カリキュラムガイドライン11においては、養成機関において日本の楽器の実技指導も念頭においてカリキュラム指針を提示しているものの、実際に実施している養成機関はとても少ないということが明らかとなった。

2. 実技領域

表1から、計7科目が、音楽分野実技領域の必修科目として設定されていることが分かる。このように音楽分野では、必修科目として設定されている実技科目の割合が理論科目よりも高く、実践的な音楽技術の習得を重視していることが読み取れる。表5は、音楽分野実技領域の必修科目において、各養成機関が設定している科目を、カリキュラムガイドライン11が提示している科目に沿って抜き出し、設定講義数の内訳を示したものである。また、各科目における最大数を網かけで示した。

表4 音楽分野実技領域必修科目における科目別設定講義数

科目名	講義数	1	2	3	4	5以上	合計
ソルフェージュ		5	9	0	2	3	19
ピアノ		4	3	0	4	8	19
声楽		5	7	0	3	4	19
器楽		3	7	1	2	6	19
合唱		5	9	1	1	3	19
合奏		4	7	2	2	4	19
指揮法		11	8	0	0	0	19
合計		37	50	4	14	28	133

表4から、指揮法を除く音楽分野実技領域の必修科目については、どの科目においても7割以上の養成機関において、2つ以上の講義数を設定していることが見て取れる。このことから、長期的スパンのなかで段階を追って学習を推し進めていこうとしている養成機関側の意図が読み取れる。そのなかでも特に「ピアノ」においては、その傾向が顕著に表れている。一方、指揮法については、3つ以上の講義数を設定している養成機関はなく、約6割の機関では1つの講義で学習が終結することになっている。また、音楽療法分野「実技Ⅲ」の学習項目として、カリキュラムガイドライン11において「指揮」が設定されているものの、当該項目を学習内容として取り上げている養成機関は1校に留まっていることも併せて考えると、音楽療法実践において指揮に関する専門的な知識や技能が、あまり必要とされていないということが推測できる。

表5は、カリキュラムガイドライン11で設定されている音楽分野実技領域「ピアノ」、「声楽」、「器楽（管、弦、打楽器）」、「合唱」、「合奏」の内容として、基礎訓練指導、楽曲指導、楽器・楽曲活用指導の第3項目に分類し、各養成機関別に設定数を算出したものである。また、各科目における最大数を網かけで示した。

表5 「ピアノ」「声楽」「器楽」「合唱」「合奏」における講義内容状況

科目名	講義内容	基礎訓練指導	楽曲指導	楽器・楽曲活用指導	合計
ピアノ		10	14	4	28
声楽		14	16	1	31
器楽		11	14	3	28
合唱		13	17	1	31
合奏		13	16	4	33
合計		61	77	13	151

表5およびシラバスを概観すると、いずれの科目においてもクラシック音楽を中心とした楽曲指導をおこなっている養成機関の割合が最も高く、次いで基礎訓練指導、最後に楽器・楽曲活用指導となっている。シラバスを見る限り、定期試験や定期演奏会、学内演奏会を見据えての実技指導をおこなっている養成機関が多く見受けられる。つまり、実際に音楽療法をおこなうにあたって必要とされる楽器・楽曲の活用技術習得ではなく、演奏技術向上が目指されていることが読み取れる。この要因として、音楽療法士養成に特化した専門機関はほとんど存在せず、多くの養成機関は、音楽教育コースや音楽学コース、実技楽器コースなど音楽科教員養成や音楽家育成のためのコースと共通した教育課程を有しているため、それぞれの事情を考慮したカリキュラム設定になっていると推測できる。

また、各科目において楽器・楽曲活用指導をおこなっている養成機関の学習内容としては、以下の項目をシラバスから読み取ることができた。

- ピアノ：伴奏演習（コードによる伴奏付け）、弾き語り、伴奏法、弾き歌い、初見視奏
- 声楽：ポップス曲の習得
- 器楽：楽曲アレンジ、オリジナル曲作り、楽器ごとの表現法、スコアからの編曲法、打楽器（太鼓、タンバリン、カスタネット、トライアングル、すず等）、ギター、電子オルガン
- 合唱：60年代の名曲、世界の愛唱歌、日本の名歌、グループによる小編成アンサンブル
- 合奏：現場用のX'mas曲のアレンジおよび合奏、音楽療法の臨床現場で適用されている音楽の特性について学習し、臨床現場を想定したアンサンブルを対象者・分野別（障害児者、高齢者、医療、地域、その他）にグループ発表および評価検討

Ⅲ 各養成機関における福祉・教育分野のカリキュラム

福祉・教育分野では、カリキュラムガイドライン11に提示されているように、「社会福祉概論」、「発達心理学」、「障害児教育」、「介護概論」の計4科目を履修することになっている。各養成機関では、カリキュラムガイドライン11に記載されている各科目の内容をもとに、それに対応する科目を設置している。カリキュラムガイドライン11における各科目の内容は以下のとおりである。

表6 カリキュラムガイドライン11における福祉・教育分野

科目	必・選	単位	備考
社会福祉概論	◎	2	福祉システム、関連法、児童・老人・地域福祉 障害学を含む
発達心理学	◎	2	
障害児教育	◎	2	
介護概論	◎	2	
		8	

（◎は必修科目）（「カリキュラムガイドライン11」をもとに筆者作成）

福祉・教育分野において各養成機関が設定している科目を、カリキュラムガイドライン 11 が提示している科目に沿って抜き出し、履修年次別に設定数を算出したものを、表 7 に示す。また、各科目における最大数を網かけで示した。

表 7 福祉・教育分野における各科目別履修年次

科目名	履修年次					合計
	1	2	3	4	不明	
社会福祉概論	7	7	5	1	1	21
発達心理学	11	3	7	0	1	22
障害児教育	4	5	12	0	1	22
介護概論	0	1	1	0	17	19
合計	22	16	25	1	20	84

表 7 から、「介護概論」を除く福祉・教育分野に関する科目については、ほぼすべての養成機関において、入学後 1～3 年間のなかで学習していることが見て取れる。これは多くの養成機関において、音楽療法分野における「実習」を、入学後 1 年目や 2 年目という早い段階から開講し、実践演習をおこなっていることも併せて考えると至当の結果である。また、講義で得られる知識・理解と実習を並行して展開することで、理論と実践という双方の視点を併せ持ちながら音楽療法実践についての示唆が得られるという養成機関側の意図が推測できる。「介護概論」については、カリキュラムガイドライン 01 以前まで当該科目が設定されておらず、カリキュラムガイドライン 11 において新たに設けられた科目である。また、カリキュラムガイドライン 11 は 2011 年 4 月 1 日に制定され、制定元である日本音楽療法学会カリキュラム検討委員会は、カリキュラムガイドライン 01 にもとづいて、すでに実施されているコースについては、2015 年までにガイドライン 11 に移行することが期待されるとしている。そのため、2012 年度時点における各養成機関の教育課程において、本講義を開講している機関は 4 校に留まっているのが現状である。今後、どのように展開、実施されていくのか着目していくべき点の一つであると考えられる。

表 8 は、カリキュラムガイドライン 11 で設定されている福祉・教育分野「社会福祉概論」の内容として記載されている第 5 項目を抜き出し、各養成機関別に設定数を算出したものである。

表 8 「社会福祉概論」における第 5 項目の学習項目別設定

養成機関	学習項目						合計
	福祉システム	関連法	児童福祉	老人福祉	地域福祉		
A・F・Q・S	1	0	1	1	0	3	
B	1	1	1	1	0	4	
C	1	0	0	1	1	3	
D	0	0	0	1	0	1	
E	1	1	0	0	1	3	
G・J・M・N	—	—	—	—	—	—	
H・I	0	0	1	1	0	2	
K	1	1	0	0	0	2	
L・O	1	0	1	1	1	4	
P	0	1	1	1	0	3	
R	1	1	1	1	1	5	
合計	11	5	11	13	5	45	

「社会福祉概論」の学習項目として、カリキュラムガイドライン 11 では福祉システム、関連法、児童・老人・地域福祉の 5 点を取り上げていることが表 6 から分かるが、これら 5 つの学習項目をすべて学ぶことになっている養成機関は 1 校のみであることが表 8 から読み取れる。学習内容を把握することのできた養成機関のうち約 7 割の機関では、3 項目もしくは 4 項目を抽出して学習することになっている。ま

た学習項目ごとに見てみると、5つの項目のなかでも福祉システム、児童福祉、老人福祉を取り上げている養成機関は7割以上を占めるものの、関連法および地域福祉に関しては約3割に留まっており、学習項目によってばらつきがあることが分かる。

表9は、福祉・教育分野において各養成機関が設定している科目を、カリキュラムガイドライン11が提示している科目に沿って抜き出し、設定講義数の内訳を示したものである。また、各科目における最大数を網かけで示した。

表9 福祉・教育分野における科目別設定講義数

科目名	講義数	1	2	不明・未実施	合計
社会福祉概論		14	4	1	19
発達心理学		16	2	1	19
障害児教育		15	3	1	19
介護概論		4	0	15	19
合計		49	9	18	76

表9から、介護概論を除く福祉・教育分野に関する科目については、全体の7割以上の養成機関において、1つの講義のなかで指導をおこなっていることが読み取れる。これは、医学・心理学分野においても同様の結果が得られており、音楽療法の関連的な内容を学習する科目については、1つの講義で学習を終了する養成機関が多いことが分かる。一方、数は少ないものの、2つの講義を展開している養成機関も見受けられる。この要因として、シラバス分析をもとに次の事柄を挙げることができる。各科目において、カリキュラムガイドライン11で設定されている学習項目を授業科目のなかで組み込もうとしたり、養成機関側が身につけさせたい知識や概念を指導しようとしたりすると、学習内容が多くなり、ひとつの講義では集約できないという点である。そしてこれらの養成機関では、選択必修科目としてどちらか1つを選択できるようにしていたり、2科目とも必修科目として設定していたりと、養成機関によって考えに差があることが読み取れる。

IV 総括と課題

本研究では、現在の音楽療法士養成教育の実態を明らかにし、今後の養成教育の在り方について模索していくために、各養成機関のカリキュラムや講義内容について分析をおこなった。

まず音楽分野理論領域について、以下のことが明らかとなった。カリキュラムガイドライン11では、各科目の細かい学習内容を規定していないため、各養成機関が学習内容について自由に設定できることになるが、俯瞰的に見てみると、音楽療法実践をしていく上で直接的に必要な知識や技能を、学習科目として設定している機関が多くを占めている。一方、いくつかの養成機関では、必修科目としてカリキュラムガイドライン11で設定されている科目を開講していない状況が明らかとなった。このことについては、カリキュラムガイドライン11という枠組みに縛られずに、各養成機関が実状に合わせて、必修科目の内容を組み合わせる一つの科目として統合していたり、必要でない内容であると判断し、削除したりしている状況が見受けられた。

次に音楽分野実技領域については、本領域で設定されている科目内容として、全体的に音楽療法実践をしていくうえで、どのように楽器を活用させていくかについての指導をおこなっている養成機関は極めて少ないということが明らかとなった。この要因として、音楽療法士を目指す学生専門の講義を設置している養成機関はほぼ存在していないということが挙げられる。言い換えると、学校教員を目指す学生や、演奏実技を専門的に学ぼうとする学生と同一の講義を受講させている機関が多い。このため、各楽器の演奏技能向上が目的となっている場合が多いため、音楽療法実践に役立つ技術を身につけられる授業展開になっていると言いはない。演奏技能のみが向上したとしても、楽器を適切に選択し、楽器の特性を理解した上で活用することができなければ、音楽療法として機能せず、効果が生み出されない。また現場では、ポップスや演歌など多種多様な分野の音楽を把握しておくことが求められる。しかし各養成機関では、学習内

容の大半をクラシック音楽が占めている。このような状況を打破するためにも、音楽療法士を目指す学生のための実技授業を設定し、そのための専門の教師を配置することが求められると考える。

最後に福祉・教育分野については、多くの養成機関で早い学年段階において授業を開講し、学習に取り組んでいるということが明らかとなった。その一方で、いずれの科目も1つの授業しか開講していない場合が多いため、そのなかで講義を完結させようとなると、学習項目を絞らざるを得ず、現場で必要となってくる知識技術を、養成教育のなかで掌握し切れない現実が浮き彫りとなった。このことは学生が現場に出た際、不十分かつ不確実なクライアント対応・理解になってしまう危険性ははらんでいる。また学習項目の種類や学習量についても養成機関によって差があるため、生み出される音楽療法士の質に統一性が欠けてしまっている。まずは、カリキュラムガイドライン11において詳細な学習内容の明記、また本ガイドラインに一定の拘束性をもたすことが必要であるといえよう。

以上、各養成機関の音楽療法士養成教育システムにおける音楽分野および福祉・教育分野の現状および課題について明らかにした。養成教育システムを作り上げていくうえで基本的指針となるカリキュラムガイドライン11で規定されている項目や内容の希薄性も重ね合わせて、本ガイドラインと各養成機関の養成教育システムとのばらつき、さらには音楽療法士として必要な能力を獲得しにくい養成機関の教育体制が明らかとなった。このような実態を改善するための端緒となる研究として今後は、音楽療法士資格取得のために課される日本音楽療法学会認定音楽療法士（補）資格試験の内容分析をおこないたい。このことから、本学会が求めている音楽療法士としての資質や、養成機関に望む学習内容についての示唆を得ることができるだろう。

主要参考文献

- ・国立音楽大学（2012）『音楽学部音楽療法専修カリキュラム』, pp.30, 31, 65.
- ・くらしき作陽大学（2012）『学生便覧』, pp.93, 94.
- ・栗林文雄（2007）「音楽療法士養成校の立場から（特集 音楽療法士教育の現状と課題）」『日本音楽療法学会誌』第7巻第1号, pp.30-37.
- ・聖徳大学（2012）『音楽学部音楽総合学科音楽療法コース履修要項』, pp.142-145.
- ・聖徳大学（2012）『音楽学部/演奏学科・音楽総合学科授業計画（SYRRABUS）』, pp.10-337.
- ・相愛大学（2012）『履修ガイド』 pp.41, 42, 64, 65, 150-152.
- ・相愛大学（2012）『Syllabus 講義要項』 pp.139-188, 205-222.
- ・創造学園大学（2012）『創造学園大学便覧』 pp.9, 35.
- ・東邦音楽大学（2012）『音楽学部音楽学科履修ガイド』 pp.16, 27, 28, 32.
- ・東邦音楽大学（2012）『Syllabus and Calendar of Academic year』 pp.37-183.
- ・同志社大学（2012）『学芸学部履修要項・シラバス』, pp.80-83, 153-225.
- ・同志社女子大学（2012）『免許・資格関係履修要項（2009年度以降入学生用）』 pp.91, 92.
- ・名古屋芸術大学（2012）『学生便覧』 pp.74, 75, 134.
- ・名古屋芸術大学（2012）『講義要項』 pp.153-165, 228-276.
- ・名古屋音楽大学（2012）『学生便覧』 pp.30, 67-74.
- ・名古屋音楽大学（2012）『授業計画』 pp.21-175.
- ・日本音楽療法学会カリキュラム検討委員会（2011）『音楽療法専攻コース カリキュラムに関するガイドライン11』
- ・平成音楽大学（2012）『学生便覧』 pp.18-23.
- ・平成音楽大学（2012）『SYLLABUS 授業計画』 pp.8-142.
- ・美原盤（2007）「音楽療法士を雇用する立場から（特集 音楽療法士教育の現状と課題）」『日本音楽療法学会誌』第7巻第1号, pp.41-43.
- ・村井靖児（2000）「日本における音楽療法士養成の現状と問題点」『音楽療法研究』第5巻, pp.2-5.
- ・武庫川女子大学（2012）『音楽学部 Syllabus 2012』 pp.14-198.
- ・武庫川女子大学（2012）『履修便覧』 pp.93-97.
- ・吉川榮人（2007）「音楽療法士を雇用する立場から学校（大学校・専門学校）教育に望むこと（特集

音楽療法士教育の現状と課題)』『日本音楽療法学会誌』第7巻第1号, pp.44-46.

参考 web 資料

- ・活水女子大学「シラバス」情報公開 本学に関する公表情報, インターネット, <http://www.kwassui.ac.jp/university/daigakugaiyou/jyohou/kouhyou/shirabasu.html> (2013/08/15 にアクセス)
- ・金城学院大学「金城学院大学シラバス検索システム」情報公開 教育, インターネット, <http://ssskym.kinjo-u.ac.jp/gsyl/> (2013/08/15 にアクセス)
- ・国立音楽大学「講義内容(シラバス)検索」, 学部・大学院, インターネット, http://www.kunitachi.ac.jp/syllabus/syllabus_search.php (2013/08/15 にアクセス)
- ・札幌大谷大学「2012年度 シラバス」, 大学概要, インターネット, <http://www.sapporo-otani.ac.jp/gaiyou/syllabus.php> (2013/08/15 にアクセス)
- ・昭和音楽大学「Syllabus 2012」電子シラバス, インターネット, <https://kyomusys.tosei-showa-music.ac.jp/portal/open/> (2013/08/15 にアクセス)
- ・東海大学「教養学部芸術学科音楽学課程 授業内容・計画(概要)」授業内容・計画(シラバス), インターネット, http://www.tsc.u-tokai.ac.jp/risyuu_syllabus/20123025HM.html (2013/08/15 にアクセス)
- ・日本音楽療法学会「日本音楽療法学会音楽療法士(補)受験資格認定校一覧」, インターネット, <http://www.jmta.jp/school/index.html> (2013/08/15 にアクセス)
- ・日本大学「授業科目, 授業の方法及び内容並びに年間の授業計画」学部情報, インターネット, <https://lc.art.nihon-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on> (2013/08/15 にアクセス)
- ・宮崎学園短期大学「授業科目, 授業の方法及び内容並びに年間の授業計画」情報公開, インターネット, <http://www.mwjc.ac.jp/information/> (2013/08/15 にアクセス)